令和６年度

第５４回　宮崎市都市計画審議会議事録

第５４回宮崎市都市計画審議会議事録

１．日　　時　　令和６年7月17日（水）15：00～15：40
　　場　　所　　宮崎市役所本庁舎　2階　全員協議会室

２．出席委員

第１号委員

出口　近士、嶋本　寛、谷田　寿人、

東　眞貴子、岡原　明美、詠田　トキ子、松山　茂

第３号委員

時任　孝俊、茜ヶ久保　眞由美

第４号委員

大嶋　一範、否笠　友紀、押川　浩一、阪本　哲司

計　13名

３．議案の内容

議案第１号 宮崎広域都市計画 用途地域の変更（熊野地区・宮崎港東埠頭地区）

議案第２号 宮崎広域都市計画 下水道の変更（排水区域の追加：宮崎港東埠頭地区）

４．審議の経過及び結果

経　過： 別紙　議事録のとおり

結　果： 議案第１号から議案第２号については「原案のとおり」とする。

５．報告の内容

（1）宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について

議事録署名人

印

印

事務局　　お疲れ様でございます。
定刻より少し早いですが、これより第54回宮崎市都市計画審議会を開催いたします。
本日は委員16名のうち13名にご出席いただいております。
従いまして、委員２分の１以上のご出席をいただいておりますので、「都市計画審議会条例第５条第２項」の規定に基づき、本日の審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。
また、この会議は公開で行われ、本日は傍聴される方がいらっしゃいます。
議事録につきましては、「宮崎市都市計画審議会運営要綱　第８条第３項」の規定により、宮崎市のホームページ等で公開いたします。
それでは、これより議案の審議に入らさせていただきます。
「都市計画審議会条例第５条第１項」の規定により、「会長が会議の議長となる」とありますので、これからの審議につきまして、出口会長に進行をお願いしたいと思います。
それでは、会長よろしくお願いいたします。

議長
（会長）　それでは、本日の議案の審議を始めます。
本日の議事録への署名を岡原委員と茜ヶ久保委員にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。
今回、市長より諮問を受けました審議案件は２件、事務局からの報告案件が１件でございます。
まず、一般案件は、
〇議案第１号　宮崎広域都市計画用途地域の変更　熊野地区・宮崎港東埠頭地区
〇議案第２号　宮崎広域都市計画下水道の変更　排水区域の追加：宮崎港東埠頭地区
続いて、報告案件は、
〇宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について
でございます。
それでは審議に入りたいと思います。
議案第１号と議案第２ 号につきましては関連がございますので、事務局よりあわせて説明をお願いいたします。

事務局　　スライド１：第５４回宮崎市都市計画審議会

それでは配布しております、２アップで、「第54回　宮崎市都市計画審議会」という資料に沿ってご説明いたします。まず、議案に入る前に、都市計画制度の概要についてお話いたします。

スライド２：都市計画制度の位置づけ

まず「都市計画制度の位置付け」につきまして、土地利用の方向を示す「土地利用基本計画」において、５つの区域に区分をしております。

その中で、「都市地域」につきましては、「都市計画法」に準じておりまして、今回議案で関わってきます。

下部の赤色に着色をしております、両地域を含む「地域地区」については「土地利用関係」、下水道につきましては、「都市施設関係」に分類を行っているところでございます。

スライド３：都市計画制度の種類と構造

続きまして「都市計画制度の種類と構造」についてです。

都市全体の計画見取り図である「都市計画図」につきましては、それぞれの層が重なり

合って、成り立っている構造となっております。
　具体的に上から、「区域区分」という市街化区域、市街化調整区域を区分するもの、次に、商業地域であったり住居専用地域といった用途地域を含む「地域地区」、そして道路、下水道を含む「都市施設」、最後に、地区の様々な実情に合わせて細かな規制を行う「地区計画」のこれらが重なり合った構造となっております。

スライド４：都市計画区域と区域区分（線引き制度）について

　続きまして、「線引き制度」についてです。
（スライド画面）右側が「市街化区域」といいまして、計画的に市街化を図る区域、（スライド画面）左側が「市街化調整区域」といいまして市街化を抑制する区域でして、これらを線引きすることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図る制度をとっております。

スライド５：地域地区（用途地域等）について

　次に用途地域を含む「地域地区」についてです。
　地域地区とは、目的に応じた土地利用を実現するために設定する地域または地区でございます。具体的には、用途地域を始め、特別用途地区、準防火地域、多数の種類がございます。
スライドにお示ししていますのは主な住居専用地域の用途地域でございます。
後程詳細にお伝えしますが、第１号議案での熊野地区においては、赤枠で囲っております第１種低層住居専用地域から、第１種住居地域に変更する内容となっております。

スライド６：都市施設について

　続きまして、「都市施設」についてです。
　都市施設とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設となっております。
　具体的には、道路を含む「交通施設」・公園緑地等の「公共空地」、そして今回議案第２号で触れます、下水道を含む「供給処理施設」・「その他施設」で分類をされているところです。
　都市計画の概要についての説明は以上となります。

スライド７：議案

　それでは議案に入って参ります。
　まず、議案第１号で、熊野地区及び宮崎港東埠頭地区の２地区の用途地域の変更についてご説明いたします。
　その後、議案第２号につきまして、先ほどの議案第１号で、用途地域の変更を行った宮崎港東埠頭地区に下水道の変更を追加する内容をご説明いたします。

スライド８：議案第１号

　それでは議案第１号に移らさせていただきます。

スライド９：位置図

　まず位置図についてです。
　上方の、青色に着色しているところが宮崎港でございます。

今回宮崎港の一部について、現在指定されてない区域を工業専用地域に指定するものとなっております。

続きまして、下方にお示しの熊野地区です。

こちらは木花周辺の用途地域を変更するものとなっております。

スライドＩ０：熊野地区：用途地域の変更（現地状況）

それでは熊野地区からご説明いたします。

まず、現地の状況としまして、今回変更するのが写真の赤枠で囲っているエリアになります。このエリアにつきましては、用途地域を指定した当時と比べて、社会環境が大きく変化をしているところであります。

具体的に申し上げますと、真ん中の道路を走っているのが県道でして、令和４年８月に開通いたしました。

その他、木花駅につきましては、西口の広場が整備されたところです。

スライドＩＩ：熊野地区：用途地域の変更（背景）

用途地域の変更の背景につきましてご説明いたします。

都市計画運用指針の中で用途地域の指定見直しに関する考え方がありまして、その中で、“土地利用の動向、公共施設の整備状況等の把握に努めるとともに、随時かつ的確な見直しが図られることが望ましい”とされているところです。

その中で、“道路等の基盤施設整備等により、目指すべき市街地像に変更が生じ新たな市街地像に対応した用途地域に変更する”として定められております。

今回、熊野地区におきましては、県道の整備であったり、木花周辺の基盤施設整備等の変更が生じたことに伴って用途地域を変更するといった内容になっております。

参考としまして、下方に、本市の木花地域の位置付けとしまして、宮崎市の基本的な計画の方針を示す宮崎市都市計画マスタープランにおいて、店舗事務所等の立地を幹線道路沿いなどへ集約に努めるエリアである「近郊型住宅地区」として定めているところです。

次に右の立地適正化計画につきましては、市民の日常生活圏域における中心的なエリアとして、「都市機能誘導区域」に定めているところです。

今回の変更につきましてはこの運用指針と宮崎市都市計画マスタープランの方針に沿った変更になっているところでございます。

スライドＩ２：熊野地区：用途地域の変更（新旧対照図）

続きまして、新旧対照図です。

左側が変更前、右側が変更後でございます。

変更前の現在につきましては、今回変更するエリアについて、緑色で着色されております、第１種低層住居専用地域に指定されております。

この緑のエリアにつきましては、高さの制限があるほか、小規模な店舗事務所等の建築のみが可能となる、住居地域の中でも一番制限の厳しいエリアとなっております。

今回、県道や木花の駅周辺の整備に伴って、県道に沿った用途地域を行うものとしております。

具体的には黄色で着色しております、第１種住居地域と合わせて変更を行うこととしております。

この変更に伴って建ぺい率の変更はございませんが、容積率が100%から200%に変更になります。

スライド１３：熊野地区：用途地域の変更（市内における類似箇所）

市内における類似箇所について参考に２事例ご紹介いたします。

左側が大島町・吉村町のエリアです。

右側が曽師町・吉村町のエリアです。

これら２事例共、第１種低層住居専用地域で緑色のエリアの中に都市計画道路が整備されたことに伴い、30 メートルの範囲について、黄色で着色されております、第１種住居地域に変更を行っております。

今回の変更につきましては、これら市内の既に変更しているものと同様の変更になっております。

スライド１４：熊野地区：用途地域の変更（主な変更点）

続きまして、主な変更点としまして、用途地域に関わる建築物の高さ制限 10 メートルがなくなり、その他容積率が 100%から 200%に緩和されます。

また、北側の斜線制限がなくなることや、日影の規制が緩和されます。

また 3000 平米以下の店舗事務所等の建築が可能となるといった、今回の変更に伴って、自由度の高い土地利用が可能になります。

熊野地区の説明は以上です。

スライド１５：宮崎港東埠頭地区：用途地域の変更（現地状況）

続きまして宮崎港東埠頭地区の用途地域についてです。

まず、現地の状況につきまして、今回変更を行うエリアが、赤枠で示しているところです。本地区につきましては、埋め立て整備が行われ、現在埠頭用地になってるところでございます。

今後、市街化編入される 5.2 ヘクタールについて、隣接する用途地域との整合性を考慮し、工業専用地域を定めるものであります。

スライド１６：宮崎港東埠頭地区：用途地域の変更（経緯①）

続きまして経緯についてです。

県で策定しております、都市計画区域マスタープランにおいて、宮崎港については、目的に沿った土地利用を図るために港湾計画に基づく整備の状況に応じて、市街化区域への編入とあわせ、臨港地区の指定を行っているところであります。

第 14 岸壁を除く、第１岸壁から第 16 岸壁につきましては、埋め立て工事が完了しており、工事完了後、順次、市街化編入を行っているところです。

今回追加を行うこの第 14 完璧の赤色の着色部分を、用途地域の変更を行うのですが、このエリアについては、令和４年２月に登記が完了済みです。

スライド１７：宮崎港東埠頭地区：用途地域の変更（経緯②）

続きまして、経緯②について、県の決定においても公有水面の埋め立て法に基づき整備された埠頭用地について、今後市街化区域の編入の決定が予定されております。
それに合わせて宮崎市の方で、工業専用地域に編入を行うこととしております。

スライド１８：宮崎港東埠頭地区：用途地域の変更（新旧対照図）

続きまして新旧対照図です。

現在指定されてないエリアについて、隣接する用途地域と合わせた、工業専用地域に指

定を行うものでございます。
　これに伴って容積率が200%、建ぺい率が60%に指定をされる予定です。
議案第１号については以上です。

スライド１９：議案第２号

　続きまして、議案第２号下水道の変更についてです。

スライド２０：位置図

　議案第１号で用途地域の変更を行った同エリアについての排水区域を追加するものでございます。

スライド２１：宮崎港東埠頭地区：下水道の変更（排水区域の追加）

　今回追加する5.2ヘクタールについては、今後市街化区域に編入されることに伴って、この区域を宮崎処理区の排水区域に追加をすることとしております。

スライド２２：宮崎港東埠頭地区：下水道の変更（排水区域の追加）

　宮崎処理区の排水区域に追加を行うことで、今後、工業排水等が見込まれるということで公共下水道の整備の充実を図ることを目的としております。

スライド２３：宮崎港東埠頭地区：下水道の変更（排水区域の追加）

　排水区域は次（スライド画面）のように変更を行うこととしており、宮崎市内にはそれぞれの箇所に処理区が設けられているところですが、今回隣接する宮崎処理区に、約5.2ヘクタールを追加することとしております。
　以上で下水道の変更の説明は以上です。

スライド２４：都市計画変更の手続きについて

　続きまして、今回の議案に関する今後の手続きについてご説明いたします。
　本日の都市計画審議会を経て、県との協議を行ったのち、令和６年８月下旬を目途に、県の市街化区域編入の都市計画決定とあわせて、都市計画の告示・縦覧を行う予定となっております。
　以上で議案第１号・２号の説明を終わります。

議長
（会長）　説明は、只今お聞きのとおりでございます。
　それでは、議案第１号と議案第２号についての審議に入ります。
　ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

　ご質問等も無いようでございますので、議案第１号及び議案第２号につきましては「原案のとおりとする」ということでいかがでしょうか。
―　異議なしの声　―
　それでは、議案第１号及び議案第２号につきましては、「原案のとおり」といたします。

以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議を終了いたします。
本日の審議案件につきまして、2件全て原案のとおりご承認をいただきましたので、本日付でその旨を市長に答申することといたします。

これで議案審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

事務局　出口会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、ありがとうございました。

引き続き、事務局より、報告案件としまして、「宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」の改訂について、ご報告させていただきます。

事務局　スライドＩ：[報告]宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について

それでは報告案件、宮崎市都市計画マスタープラン立地適正化計画の改訂についてご説明いたします。

資料につきましては、もうＩ枚の方のカラー刷りの方をご覧ください。

スライドの右下に表記しておりますページ番号に沿ってご説明いたします。

まずＩページ目でございます。都市計画マスタープラン（都市マス）及び立地適正化計画（立適）と申しますが、現在、宮崎市事務局の方で素案の作成、精査中でございます。

この都市マスにつきましては、本市が将来に向けて望ましいまちづくりを行っていくための大きな方針、ビジョンでございます。

一方の立適でございますけども、こちらは人口減少社会におきましても、一定の人口密度によって今支えられている医療、福祉、商業等の都市施設、それからコミュニティーそういったものが今後も維持確保をされるように、一定のエリアに都市機能と居住を誘導、集約して、持続可能なまちづくりを図っていきましょうといった計画でございます。

この２つの計画につきましては、非常に関連性が深いところがございますので、今回の改訂ではＩつの計画にまとめる形で、端的でわかりやすい内容となるように、現在作業を進めているところでございます。

スライド２：[上位計画の方針・基本理念]都市計画マスタープランついて

２ページ目です。この改訂を進めるにあたって上位計画となる宮崎市の総合計画というものがございますが、この総合計画の中で、現在本市の将来の都市像として、「挑戦し、成長する開かれたまち」とされることを踏まえまして、都市マスの中でも基本理念を「人と自然が輝き、多くの人から選ばれるまちみやざき」と設定しているところでございます。

南国宮崎のイメージにふさわしい観光資源を持つ、宮崎の特性を生かしまして、今後は、交流、移住、定住人口の増加に繋がるような土地利用を促進して、人、モノが集まって交流できる、そういった開放的なまちづくりを今後進めていきたいという思いで設定したものでございます。

スライド３：[将来の都市構造]都市計画マスタープランついて

３ページ目です。都市マスの中で将来の都市構造というものを設定しておりますが、本市はこれまでも多様な都市機能を複数の都市拠点に集約させて、その都市拠点の周辺のゾーンに加え、それらを道路や公共交通等の都市軸によって連携させることで、一体として集約の効果が発揮される都市構造を「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」と呼んでおりまして、今後も引き続き、こういった都市構造を目指していきたいと考えているところでございます。

基本的な考え方は、今後も変わりませんが、都市拠点の中でも、本市が持つ観光資源、そういったものを活かしたまちづくりを強化していきたいというものでございます。

そのため、（画面）右下に書いてございますように、観光リゾートの拠点、それから物流工業の拠点、そういったものの拡大を今検討しているところでございます。

スライド４：[土地利用方針（参考）]都市計画マスタープランついて

４ページ目です。具体的な場所についてですが、まず、観光リゾートの拠点としましては、宮崎市の大きなところでいくと、一ッ葉エリアであったり、青島エリア、そういったところの、今、（画面上）囲まれている青点線のところを拡大していきたいと考えております。

また、あわせてピンク色で囲っているレジャー交流拠点、こちらも、人とモノが交流するという思いを込めて交流拠点というかたちで見直しを検討しているところでございます。

スライド５：[土地利用方針（参考）]都市計画マスタープランついて

５ページ目です。物流工業の拠点というものも、今青い丸で示されておりますように、現在も位置付けがございますが、これに加えて、追加や既存の拠点拡大についても今検討しているところでございます。

スライド６：[計画の位置づけ]立地適正化計画について

６ページ目です。次に立地適正化計画についてでございますけども、今回、都市マスと一体化させる中で、当然上位計画としては、宮崎市が作っている総合計画、それから、宮崎県の方で作る区域マスタープラン、こちらを挙げているところでございます。

都市マスについては都市計画法、それから立適につきましては、都市再生特別措置法ということで、それぞれ法令は異なるものでございますけども、立適におけるまちづくりの基本的な方針というものは、都市マスの一部になるというふうにされておりますので、それに加えて、今回物理的にも一体化させるそういった改訂でございます。

スライド７：[計画概要]立地適正化計画について

７ページ目です。この立適の計画の概要についてでございますけども、この立適については法令上対象エリアは都市計画区域全体とされております。

具体的な区域の設定につきましては、（画面）下の図に示しておりますイメージ図の通りでございますけども、医療・福祉・商業などの施設を、維持・誘導を図っていくエリアとして、①の都市機能誘導区域を設定しまして、さらにそれを取り囲むように、居住を誘導して、人口密度を維持・確保していくエリアとして、③の居住誘導区域を設定します。

これらの誘導区域の外で、一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合は、本市に届け出を出していただくといった制度でございます。

この立適につきましては、今後、人口減少が加速化していく中でも、持続可能なまちづくりを図っていくための計画でございまして、中長期的な視点で、医療・福祉・商業等の都市機能を緩やかに誘導していくものでございます。

そして、人口密度を維持して、生活サービス施設が今後も衰退、撤退しないようにしていく、既存のコミュニティを守っていく、道路や下水などのインフラ費用を抑制していく、そういったことを目的としているものでございます。

スライド８：[検討の流れ]立地適正化計画について

８ページ目です。現在この立適につきましては、国が定める立適の作成の手引きというものがございまして、こちらの手引きの中のフローに従って今、改訂作業を進めているところでございます。

スライド９：[防災指針の強化]立地適正化計画について

９ページ目です。

まず、防災指針の強化についてでございますけども、昨今の激甚化・頻発化する自然災害の発生状況を踏まえまして、令和２年にこの立適を所管する法改正が行われまして、居住を安全確保するための防災・減災対策の取り組みを推進する指針、それを防災指針と呼びますけども、こちらを立適の中に盛り込むことが決められたところでございます。

それを踏まえまして、本市につきましては、令和４年度に改訂を行ったところでございます。

具体的には右側に示しておりますフローに従って検討を進めておりますけども、市街化区域内で抱えている、本市の地域柄、洪水、津波、それから土砂、そういった災害リスクに施設情報を重ね合わせて、課題の抽出作業を実施しまして、その災害リスクとそれらに対応する具体的な取り組みについて、各地域自治区単位で地図上に落とし込む形で、見える化を行っているところでございます。

今回これまで洪水、津波、土砂だけ検討していたものに加えまして、（画面）左の赤枠で示しております高潮と大規模盛土造成地、洪水の計画規模、こちらを新たに、追加検討する予定としております。

特に（画面赤枠内）下に書いてございます計画規模につきましては、実際今の本市の防災指針に検討済みである洪水については、1000 年に１度の程度での頻度で起きるとされる想定最大規模の検討を行っていたところでございましたけども、それに加えて、小規模な洪水で、浸水範囲が狭いものの、発生頻度が高い 10 年に１度であったり、100 年に１度であったり、そういった、頻度の高い洪水（計画規模）を追加で検討することで、発生確率に応じた浸水深の検討を行おうというものでございます。

スライド１０：[誘導区域の見直し]立地適正化計画について

次の 10 ページ目です。

次に誘導区域の見直しについてでございますけども、この誘導区域は立適のなかで２つございまして、まず１つ目が、都市機能誘導区域でございますけども、都市機能誘導区域の設定につきましては、まず都市マス上の拠点、その中でも用途地域がはられているところ、それから交通アクセス性であったり、生活サービス施設の配置状況、そういったものを勘案して設定しているものでございます。

もう１つの居住誘導区域につきましては、市街化区域の中で、人口、土地利用、交通、そういったものの見通しに加えて、法令上含まないこととされている災害リスクのあるエリア、そういったものを除外して設定するものでございます。

都市機能誘導区域の周りに居住誘導区域が重なっているようなイメージを持っていただければと思います。

これらの誘導区域の設定につきまして、基本的に設定の考え方は、今回変えませんので、区域自体は概ね今後も変わらないところでございます。

本市のハザードエリアの考え方につきましては、まず、急傾斜地崩壊危険区域や、いわゆる土砂レッド、土砂災害特別警戒区域といった土砂系のハザードエリアにつきましては、本市はすべてこの誘導区域から除外しているところでございます。

それから、洪水や津波などの水災害系のハザードエリアにつきましては、ハード・ソフト事業の実施状況等を総合的に勘案しまして現在、居住誘導区域に含んでいるところでございます。

こういった設定条件に加えて、今回新たな追加としましては、下の赤い枠で囲んでおります通り、洪水の中でも、特に被害が甚大になる恐れがあるとされております家屋倒壊等

氾濫想定区域、この中でもまず、河川から氾濫した流水によって倒壊の恐れのある区域、「氾濫流」というものと、河岸が侵食され、河川沿いに立地している家屋の倒壊の恐れのあるエリア、こちらが「河岸侵食」といいますけども、どちらにおきましても、浸水深にかかわらず、立ち退き・避難が必要とされておりますこと、それから、国の立適作成の手引きの中でも居住誘導区域に含まないことが考えられるとされておりまして、それらを踏まえて今回新たに除外を検討するところでございます。

スライドＩＩ：[誘導施設の見直し]立地適正化計画について

ＩＩページ目です。誘導施設の見直しについてでございます。

誘導施設とは、都市機能誘導区域に立地を誘導したい病院、スーパーなどの商業施設、そういった生活サービス施設のことでございます。

街中の中核拠点、佐土原、高岡、田野、清武の地域拠点、平和が丘や木花などの生活拠点、それぞれに、表に示しておりますような、誘導施設をそれぞれ位置付けているところでございます。

これに加えて、子育て支援機能というものがこれまでなかったところでございますけども、現在本市で検討中である、子供やその家庭に対して切れ目のない支援を行うための、総合支援拠点として、（仮称）みやざきこどもセンター、これが今、設置予定ということで検討していることを踏まえまして、この立適の中でも、新たに子育て支援機能の追加を検討しているところでございます。

スライドＩ２：[誘導施設の見直し]立地適正化計画について

Ｉ２ページ目です。

続きまして誘導施策の見直しについてでございます。

誘導施策とは、都市機能や居住を誘導するために必要な施策のことでございます。現行の誘導施策につきましては大きく３つの項目に分けて位置付けているところでございます。

灰色で塗られている３つの項目でございますけども、拠点の魅力向上に資する施策、交通ネットワーク、そういった利便性向上に資する施策、それから拠点地域と郊外部の集落維持に関する施策、こういったものを今位置付けているところでございますけども、これらを評価・更新することに加えまして、下の赤枠で示されております、空き家関連であったりとか、子育て関連、そういったものの施策を検討していきたいと考えているところでございます。

スライドＩ３：[改訂スケジュール]両計画について

最後に改訂のスケジュールについてでございます。

昨年度は主にアンケート調査、それからデータ分析等の根拠資料の整理を行って参りました。今年度は、具体的な計画の中身を作成しているところでございます。

大まかな今後の予定としましては、今月末から来月ごろにかけて、市内に２２ございます、地域協議会へ、今回の改訂の旨を説明していく予定としております。

計画の内容を今後、外部委員会等を通して精査しながら、ＩＩ月下旬頃にパブリックコメントを実施する予定でございます。

それから最後に年明けの２月の都市計画審議会で最終報告をさせていただいた後に、３月末に改訂版を公表する予定としております。

説明は以上でございます。

事務局　　説明は、只今お聞きのとおりでございます。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。ほかに、ご質問等も無いようでございますので、これにて終了させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第５４回宮崎市都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回の審議会のご案内になりますが、１１ 月を予定しております。改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、机上の審議会条例、運営要綱および傍聴規程のファイルにつきましては、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

お疲れ様でございました。